

船荷証券元地回収による運送

古田 伸一

1. はじめに

主として近距離航路で生じている「船荷証券の危機」対応には、欧州域内航路では一般にSWB (Sea Waybill) で対応されているが、日本を中心とするアジア近海航路だけはB/Lの元地回収が実務慣行となっている¹。

船荷証券の元地回収は、輸出入当事者間に元地回収の合意が必ずしもある場合に限り行なわれているようであるが、それが船荷証券上の権利の正当な所持人²からの元地での呈示回収であれば、荷受人であるその者は船荷証券による荷受権者として着地で船荷証券Originalなしに荷受ができることになる。なお、着地で引渡しを求めるために予め元地で運送人に呈示してSurrenderしておくことは可能と解される³。

ところでこの元地回収のタイミングと手続は、荷送人は運送人の営業拠点で船荷証券の作成・交付を受けるや、荷送人は直ちに船荷証券の裏面に署名してそのOriginal B/L全通を運送人に引渡してSurrenderする⁴。

この運送人へのB/Lの引渡が荷受人による呈示であるかの問題もあるが、荷受人が船荷証券上の権利を取得するにはそのB/Lの引渡を受けていることが有効要件であるから(処分証券性：商法573, 国海法10), まずこの要件を充足しているかが問題となる。

元地回収B/Lによる運送のこのような権利義務関係にまで言及しているものは注1の

-
1. 合田浩之 (日本郵船)「船荷証券の元地回収について」日本貿易学会年報第43号(2006.6)・248頁「1. 船荷証券の危機」
 2. 大判大正13.7.18・民集3巻403頁。
 3. 事前呈示と受戻証券性(商法584・国際海上物品運送法10)との関係は、運送人の同意があれば可能と解される。大判大正15.9.16・民集5巻688頁は、証券の交付を貨物引渡後とする約定も無効ではないとしている。即ち、運送人の同意があれば良いとしている。
 4. 合田浩之・前掲249頁左欄。同趣旨が、次項で紹介するJETROウェブでも解説されている

合田論文のほか多くを見ないが、次項で紹介する元地回収の実務でも、B/Lの運送人への呈示・Surrenderは、荷送人の名で行われたものであることをその裏面署名により明確化しているため、仮に輸出入当事者である荷送人・荷受人間の元地回収の合意が元地での占有改定（民法183）による船荷証券の荷受人への引渡合意を含むものであっても、元地回収した運送人がこれを荷受人を代理してのサレンダー呈示と認めない限りは、荷受人はB/L上の荷受権者の地位を得ずにB/Lは解消されてしまうことになる。

（財）日本貿易関係手続簡易化協会の平成12年度EDI制度手続簡易化特別委員会報告書が、「船荷証券の元地回収・・・いったん発行された船荷証券を積地で船社に差し戻す。これらは船荷証券本来の機能（特に受戻証券性）を活用しないことで処理の迅速化を追求したものです。それなら船荷証券である必要はないことになるので、」⁵と述べているのはその限りでは正しい指摘であろう。

しかしながら、元地回収がいわゆる船荷証券の危機に対処する実務の知恵であるならば、荷受人が船荷証券による荷受権者として、着地で船荷証券Originalなしに荷受ができる元地回収の構成も可能であることを第3項以下で指摘する。

2. 一般に解説されている実務

JETROのウェブで解説されているところによれば、元地回収の仕組は大略次の如くである⁶。

これは船荷証券に本来想定されている荷揚港での呈示・回収ではなく、インコタームズや信用状統一規則でも認知されていないので、L/C取引や荷為替D/AないしD/P取引には原則使用できない⁷。従って、B/Lの元地回収は、送金ベースでの代金決済となるので、輸入者から輸出者へのサレンダー B/L扱いの依頼は、輸出者がこの支払条件に同意した場合に行われる。

具体的手続は、B/Lが発行された後、荷送人からの元地回収の依頼で元地の運送人は荷送人に作成・交付したオリジナルB/L全通に“SURRENDERED”の印を押し、元地

5. 同報告書の鹿島誠之助：IV. 荷主の立場からみた貿易電子化－1. 荷主の貿易業務の電子化の必要性－1.1現在の業務の問題点－2] 船荷証券の元地回収の項。_____は筆者（古田）が付した。

6. JETROウェブ：「サレンダー B/Lの仕組と留意点について」（最終更新日2006.2.16 データ出所：A-010716）及び「近隣諸国からの輸入における遅れがちな輸入通関を簡便迅速にする方法について」（最終更新日2006.2.16 データ出所：A-000A34）

7. L/C条件の中にSurrender B/L acceptable等の文言があれば、surrenderスタンプが押印されているB/Lコピーでの決済は可能。大手商社等L/C発行銀行との信頼関係が大きく信用のあるApplicantには、このような条件でもL/Cが発行されている。そこではサレンダー B/Lのコピーでの決済が可能となる。

回収であることの確認のために荷送人に裏面に署名させる。オリジナルB/Lは全通が運送人に回収され、元地回収の証拠として“SURRENDERED”の印が押捺されたFIRST ORIGINALのコピーが荷送人に渡される。B/Lは既に元地で運送人に回収されているため、荷送人は荷受人には上記コピーをFAX等で送信すれば足り、B/Lオリジナルの送達遅延や盗難・紛失の危険が回避できることになる。

他方、運送人は陸揚港の取扱支店または代理店に当該B/L NumberのB/Lを元地回収した旨を電子メール等により伝達し、貨物到着前には運送人の揚地支店または代理店からのArrival Noticeで荷受人はサレンダー B/Lの扱いがされたことを確認できる。

荷受人は、荷送人からFAXされているサレンダー B/Lのコピー等での本人確認のみで運送品を受取れることになる。

3. 元地回収された運送の荷受人の地位

元地回収には、記名式B/Lが用いられているようであるが⁸、荷為替取組のために作成・交付を受けたB/Lをその後の事情で元地回収する場合には、荷受人欄をOrder of the Shipperとした流通B/Lが元地回収されることになる。

荷送人が運送人から作成・交付を受けた船荷証券は、証券記載の荷受人に引渡されて初めて船荷証券の効力が当該荷受人について発効し、それが流通B/Lである場合は裏書譲渡と証券の引渡でその所持人に証券上の権利が移転して行く。いずれの場合も証券の引渡はその効力の成立要件である（商法573、国海法10）。

船荷証券が元地回収された場合の荷受人の法的地位に言及している論稿は多くを見ないが、前記合田論文（注11参照）のほかは、いずれも「元地回収であるから、荷送人から荷受人へのB/Lの引渡しが行われていない」ので荷送人から運送人へのB/Lの返還と認識されている。これは運送人へのSurrender呈示が荷受人のためになされていなければそのように認識されることになる⁹。

元地回収でのB/LのSurrenderが荷受人の運送人への呈示によるものであるには、まず、そのB/Lが荷受人に引渡されていなければならない。そしてその運送人への呈示は荷受人のためにする呈示、即ち、荷送人の運送人への船荷証券元地回収の呈示者のB/L

8. 藤田和孝「運送契約と運送証券」・海事法研究会誌No.181(2004.8)8頁。亀田尚己・小林晃・八尾晃「国際商取引入門」文眞堂（2004年）139～140頁

9. 前注8 藤田7～8頁、亀田尚己・小林晃・八尾晃・前掲140頁。石原伸志「貿易物流マニュアル」成山堂書店（2005年）245頁が、「後日B/L呈示人が現れないとの安易な判断に基づき頻繁かつ安易に利用されている」と述べられているのも、同様な見解によるものであろうと思われる。

裏面への荷送人の署名は“for the consignee”を冠してなされなければならない。この要件が充足されれば、着地で荷受人がB/Lによる荷受権者として運送品の引渡を求めするために予め元地で運送人に呈示してSurrenderしておくのは可能と解されることは「1. はじめに」の注3で指摘した。

3-1 荷受人が船荷証券の正当な所持人として行われる元地回収

まず、荷送人から荷受人へのB/Lの引渡は、占有改定でも可能と解される（民法183）。判例は原則として動産物権の占有改定による即時取得を認めないが¹⁰、荷送人から荷受人へのB/Lの引渡は、荷送人が運送人に請求して作成・交付を受けたB/Lに荷受人として予定されている者へのB/L上の権利を取得させる効力要件（商法573、国海法10）としての引渡であり、無権利者から占有を取得するものではない。

また、占有改定により船荷証券所持人が取得する権利は、B/L上の運送人に対する権利であるが、その権利の行使には運送人へのB/Lの呈示（元地での呈示は現実にそれを占有している荷送人により“for the consignee”としてなさなければならないが）を要するので、運送人を害するものではない。従って、いずれの面からも荷受人が引渡を受ける占有取得から占有改定を排除しなければならない理由はないと解される。

以上の検討により、荷受人は占有改定による引渡を受けて船荷証券の正当な所持人になり得るが、元地回収が荷受人のB/L呈示によるSurrenderであるためには、荷送人はB/Lオリジナルの裏面に“for the consignee”の肩書を冠して署名しB/Lオリジナル全通を運送人に呈示してSurrenderしなければならない。

もっとも、Surrenderに際しての呈示者を確認するB/L裏面への署名には商法504条（商行為の代理）の適用があると解されるが、その荷送人の署名に“for the consignee”を冠して行うのは船荷証券の所持が占有改定により荷送人から荷受人に引渡されていることを示すものでもあるから、必ずこれを冠しなければならない。

その記名B/Lが裏書禁止でない場合（商法574本文）は、“for the consignee”を冠してその占有者から呈示された船荷証券は適法な所持人からの呈示と看做され（商法519①、小切手法19）、その前段で荷受人への占有改定によるB/Lの引渡がなされていたかまでは問われないが、この規定の適用を受けるためにはそれを冠した署名をしなければならない。

10. 最判昭和35.2.27・民集14巻2号168頁。なお、最判昭和57.9.7・民集36巻8号1527頁は、倉庫業者に寄託したままの売却物品の引渡に、倉庫業者への買主への寄託者馬名義の変更指示により倉庫台帳の寄託者名義が買主に変更されていた事案について、それが当該業界のその地域での商慣行による占有移転の方式であることを認定し、寄託者台帳の記載で外部からも知り得ることを理由に、指図による占有移転での即時取得を是認している。

他方、裏書禁止B/Lの場合（商法574但書）は、運送人は悪意・重過失がない限り免責されるに過ぎず、この点からも占有改定によりB/Lの引渡が荷受人にされていることを示すためにも“for the consignee”を冠しての呈示署名でなければならない。

荷送人は運送人からB/Lの作成・交付を受けた「物」としての船荷証券の正当な所持人ではあるが、それが荷受人欄に荷送人以外の荷受人を表示して発行されたB/Lの場合は裏書禁止の有無を問わず荷送人は船荷証券上の権利の正当な所持人でないので、B/L裏面に元地回収呈示者を荷送人と確認署名してSurrenderすれば、それは船荷証券上の権利の行使ではなく、船荷証券の発行を解消することに他ならないからである。

そのB/Lが Order of Shipper で荷送人に作成・交付されているときは、荷送人自身がB/L上の最初の荷受人であるから既に船荷証券の効力は生じているが、特定の荷受人への譲渡裏書をして、元地回収でのそのB/Lオリジナルの裏面へのSurrender呈示者を確認表示する荷送人の署名に“for the consignee”の肩書を冠しなければ、これも正当な所持人による呈示ではなく、裏書された荷受人はB/L上の権利を行使することなくB/LはSurrenderされてしまうことになる。

[3-1のまとめ]¹¹

流通・非流通を問わず船荷証券の荷受人は、占有改定によりB/Lの引渡を受け、着地で運送品の引渡を「船荷証券上の権利者として」受けるために、予め元地でも、B/L裏面に荷送人に“for the consignee”を冠した署名をさせて呈示をさせ、船荷証券をSurrenderすることで着地ではB/Lの呈示なしに荷受することができることになる。

なお、船荷証券の物権的効力（商法575、国海法10）について規定されている船荷証券の引渡は「運送品の引渡しと同一の効力を有す」とは、運送品の占有を移転する効力のことであるが、B/Lの引渡を受けて占有を取得することにより運送品を即時取得することが認められる場合は、それは民法192条以下の規定による効果であって、商法575条が規定する物権的効力の直接の効果でないから、¹² 船荷証券の物権的効力に要求される占有は、これも占有改定ないし指図による占有移転でも足りると解される。従って、元

11. 同旨：前掲合田249頁左欄は筆者の知る限りこのことを指摘されている唯一の論考である。

⇨「B/L発行を荷送人が請求するのは、荷受人にB/L所持人の地位を与えるためであるから、（荷送人・荷受人間の元地回収の合意による）この交付即時の呈示は、荷受人のためにする呈示である。荷受人のためにする呈示であるから、B/Lが荷受人に引渡されたと観念されるのである。これにより荷受人はB/L上の正当な所持人に確定し、その権利は、運送品の引渡を受けるまで存続する。」と。

12. 平出慶道・商行為法（第二版）・青林書院551～552頁。

地で占有改定により船荷証券の引渡を受けた荷受人も、この規定により運送品の占有を取得していることになる。

3-2 荷受人の船荷証券上の地位を解消する元地回収

既に3-1で述べたように、船荷証券の荷受人が占有改定によりB/Lの正当な所持人になっている場合も、あるいはまだなっていない場合も、元地回収が荷送人からのSurrenderである旨を確認する荷送人の“for the consignee”を冠しない署名での運送人への呈示・回収であるときは、船荷証券の発行が解消され、荷受人はB/Lなしの運送契約による荷受人の地位に復してしまうことになる。

前述「2. 一般に解説されている実務」の元地回収は、正にこれである。

3-3 元地回収された荷受人の地位が荷受人には判然としない問題

元地回収では、前項(3-2)の場合も[3-1のまとめ]の場合も、Surrenderされた船荷証券のFirst Originalのコピーが荷受人にFAXされるが、いずれも有価証券でないのはもとよりであるが、前者(3-2)の場合はSWBのいわゆる代替と解され、後者[3-1のまとめ]の場合は荷受人がB/Lによる荷受権者であることを運送人と荷送人が証する書面に他ならない。

しかしこれらの送付を受けた荷受人は、Surrender呈示者を示した裏面署名のコピーも合わせ送付されなければ、自らの地位がどちらになったのかを知ることができない。

4. 元地回収が行われている背景事情

かつてはアジア近海航路の仕向国あるいは地域によっては、船荷証券でなければ輸入通関に支障があったり、揚地代理店に引換証券の認識が欠けていた時期があった。

また、運送人は、(a): 船荷証券を荷送人に作成・交付する以上は有価証券であるから元払運賃・料金を引換えて確実に回収でき、(b): それを直ちに荷送人に署名させて回収Surrenderすれば運送人の責任はSWB並みに軽くなること、(c): そのSurrender B/LのコピーはSWBに流用できること、(d): B/Lにある契約条項は船荷証券でない限度で免責約款を含めて援用できること、(e): サレンダー B/Lのファックスコピーの呈示による荷渡は荷送人がそのために荷受人にファックスするものであるからその呈示による荷渡は運送人には責任を生じないこと等の利点があること、及び、(f): 船社は特にアジア向けにはSea Waybillの発行に慎重かつ消極的であることが¹³、いわゆる船荷証券の危機への対応のためだけでなく、元地回収の慣行を生んできたものと思われる。

この注13の「Waybillに関する船社の対応」一覧表は、Sea Waybill発行について多くの船社のその様な実態を如実に示している。

本稿の末尾の「某船社のL/G for the issue of SWB」書式は、その内の一社（アジア地区でコンテナ定期船を運航しているアジア系船社）が現在、Sea Waybill発行の条件としてShipperから差入れさせている保証状である。Sea Waybillは受戻証券でないことから本人確認の過失免責をShipperに保証させ、この保証状の差入れに応じないShipperには、同船社は船荷証券の元地回収（前項3-2）による船積を案内している。

他の船社で予めShipperから差入れさせるWaybill Agreementには、「仕向地の事務所に登録してある署名をArrival Noticeに施した者に貨物を引渡す限りは、過失から免除されるものとする。」との条項を置いているのが一般であるが、署名登録者がそれに署名できない場合の難点が指摘されている¹⁴。

5. 輸出入当事者間に元地回収の合意がある場合

輸出入当事者間の元地回収の合意で、輸出代金の前払送金や回収の確保が図られている場合は、その元地回収の合意には、元地での占有改定による船荷証券の荷受人への引渡合意と、元地での運送人へのSurrender呈示にはそのB/L裏面に“for the consignee”を明記した署名をすることが当然の基本的な義務として含まれているものと解される。

そして荷送人が荷受人にFAX送信するSurrender B/Lのコピーには、荷受人を代理して呈示署名をしたB/L裏面も含めることで、荷受人にも合意の趣旨に沿ってSurrenderされたことが確認できることになる。

しかしながらこれは、運送人にとっては、到達地でそのオリジナルの呈示なしに船荷証券債務の履行をしなければならなくなるわけであり、船荷証券の受戻証券性（商法584、国際海上物品運送法10）は運送人の防御規定でもあるから、荷受人を船荷証券上の荷受権者とする元地回収は、当然ながら運送人は拒否することはできると解される¹⁵。

運送人の同意がなければできないことではあるが、この船荷証券荷受人の証券上与えられている利益を損なわずに、いわゆる船荷証券の危機にも対応しようとする輸出入当事者間の船荷証券の元地回収合意による船荷証券の利用の方法は、これも船荷証券制度

13. 蔵 和弥「貿易取引と運送書類の変遷」（財）日本貿易関係手続簡易化協会1998.5刊・JASTPRO 237号 18頁所掲の「Waybillに関する船社の対応」一覧表に詳しく示されている。これは1997年の調査結果である。

14. 蔵 和弥 前掲注13の29頁後半から31頁。

15. サレンダー B/Lのファックスコピーの呈示による荷渡で図られている運送人の安全は、受戻証券性による保護に比して免責証券としての保護にとどまる。

が本来想定しているものではないが、船荷証券の危機は船社にとっても大きな懸案である以上は、船社・荷主双方の利益のために活用されて然るべき一つの方法であろうと思われる。

荷受人をB/L上の荷受権者とする元地回収は、運送品が到達したが荷送人がその船荷証券の発送を忘れていた場合などには、運送人による荷主のための適法な便宜供与として現に用いられている¹⁶

16. KWEサービス&ソリューションのウェブ：<http://www.kwe.co.jp/service/support/fag/faq04.html>

「B/Lをコンサイニー（荷受人）に送り忘れてしまったので現地で貨物の引取りができないそうです。どうしたらいいですか？」⇔「オリジナルB/Lをサレンダー（元地回収）扱いにさせていただくことにより、現地側でB/L無しで貨物をお引取りいただけます。B/Lをサレンダー扱いにするには、オリジナルB/Lにお客様の裏書サインをいただきオリジナルB/Lを全通回収させていただきます。裏書は、有価証券である海上貨物B/Lを譲渡する際、B/Lの裏面にお客様（荷主）に署名や譲渡先などの必要事項を明記していただき、船荷証券及び貨物の所有権を移す行為を言います。裏書され回収されたB/Lは、弊社の社内ネットワークで着地側へ荷受人（譲渡先）を指定として、指示します。これで、コンサイニー様に貨物をお引渡することになります。」

[某社のL/G for the issue of SWB]

To the Manager/Master

Co.,Ltd.

Letter of Guarantee for the
issue of SEA WAYBILL

Date _____

In considering of your having issued the SEA WAYBILL for the undermentioned goods, we, the undersigned, hereby undertake to hold you free and harmless from any liability, loss or damage of whatsoever nature which may arise as a direct or indirect consequence of the Bill of Lading being the SEA WAYBILL.

In particular, and without detracting from the generality of the foregoing, we hereby agree to be bound by all the stipulations, exceptions and conditions of your SEA WAYBILL.

We hereby guarantee the execution of the above.

Yours faithfully,

(To be signed by an approved bank)

(To be signed by the shipper)

NOTE

The name of shipper _____
The name of consignee _____
The name of nortity party _____
Description of goods _____
Port of loading _____
Port of discharge _____
Remarks, if any _____